



# LIFRE

Legal Information Flash Report  
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所  
〒100-6312  
東京都千代田区丸の内2-4-1  
丸の内ビルディング1204区  
TEL:03-3201-3404  
FAX:03-3201-3434  
URL:http://mclaw.jp  
email: tsutsumi@mclaw.jp

## 個人情報保護法が改正され、すべての事業所が 対応を求められるようになります。

### ◆改正個人情報保護法が5月30日に施行されます！ 改正のポイントは以下のとおりです！

- ① 取り扱う個人情報が5000人分以下の事業者についても個人情報保護法の適用を受けることになりました（法2条5項）。  
☞**全ての事業者で改正法への対応が必要です。**
- ② 個人情報には、顔識別データ、指紋・掌紋データ、基礎年金番号、マイナンバー等が含まれることが明文化されました（法2条2項）。
- ③ 個人情報のうち、人種、信条、病歴、犯罪歴、犯罪被害歴、心身障害の内容、健康診断の結果等が「要配慮個人情報」とされ、厳格な取扱いを求められるようになり（法2条3項）、予め本人の同意を得なければ取得することができず、オプトアウト手続による第三者提供も許されないことになりました（法17条2項、23条2項）。  
☞**会社内の情報を再度見直し、従前の取扱いを変更すべきかどうか検討する必要があります。**
- ④ オプトアウト手続により個人情報を第三者に提供する場合、個人情報保護委員会に届け出なければならないことになりました（法23条3項）。
- ⑤ 個人情報を第三者に提供するとき及び提供を受けたときは、記録を作成し、保存しなければならないことになりました（法25条、26条）。
- ⑥ 個人情報を海外の第三者に提供する場合、一定の要件を満たす場合を除き、予め本人の同意を要することになりました（法24条）。
- ⑦ 個人情報の開示、訂正、利用停止を裁判により請求できるようになりました（法28条以下）。
- ⑧ 一定の基準に従い個人情報を識別及び復元が不可能なように加工すれば、当該情報（匿名加工情報）を本人の同意なく第三者に提供できるようになりました（法36条以下）。
- ⑨ 個人情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供又は盗用した場合は刑事罰が科されることになりました（法83条）。

### ◆個人情報保護法ガイドラインに対応した社内規則や運用指針等を定めていますか？

個人情報保護法が改正・施行されるのと併せて、個人情報保護法ガイドラインが公表されました。一度、内容をご確認されることをお勧めします。

#### ・個人情報保護法ガイドラインとは？

一般国民が個人情報保護法を適切に理解・運用できるよう、個人情報保護委員会が同法の解釈指針を示したものです。

##### ・ガイドラインの種類

ガイドラインは、次の4編に分かれています。

##### ①通則編

##### ②外国にある第三者への提供編

##### ③第三者提供時の確認・記録義務編

##### ④匿名加工情報編

#### ・「個人情報」の範囲に関する解釈指針

事業者が第三者に情報を提供する場合、**事業元において「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」**情報については、「個人情報」に該当するものとされているほか、特定の個人を識別できる情報である限り「個人情報」に該当し、**暗号化されているか否かは問わない**とされています。

#### ・第三者に情報を提供する際の確認・記録義務が不要となる場合

次の場合には、第三者提供時の確認・記録義務が課されないとされています。

- ・本人による提供と整理できる場合、又は本人に代わって提供する場合
- ・当該情報が受領者にとって「個人データ」や「個人情報」に該当しない場合
- ・単に閲覧するに過ぎない場合

#### ・安全管理に関する措置

情報の安全管理のために次のような措置を講ずべきものとされ、それぞれについて具体例が詳細に挙げられています。

- ①個人情報管理についての基本方針の策定
- ②個人データの取り扱いに関する規律の整備
- ③組織的安全管理措置の実施
- ④人的安全管理措置の実施
- ⑤物理的安全管理措置の実施
- ⑥技術的安全管理措置の実施

(友成、門屋)

### \*\*\*法務トピックス\*\*\*

#### ❖成年後見制度利用促進基本計画

国は、今後直面する「認知症社会」を見越して、本人に代わって財産の管理などを行う「成年後見制度」を整備してきましたが、十分に利用されていないのが現状です。そこで、平成28年5月13日に「**成年後見制度の利用の促進に関する法律**」が施行され、それに基づき本年3月24日に「**成年後見制度利用促進基本計画**」が閣議決定されました。今後5年間を目途に、

- ①制度の周知と市町村計画の策定
- ②利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
- ③権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- ④後見人の不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

を図り、成年後見制度の利用を促進していきます。